

# 令和4年第2回農業委員会総会議事録

令和4年2月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年2月1日(火)

午後3時3分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第8号 農地法第3条許可について

議案第9号 農地法第4条許可について

議案第10号 農地法第5条許可について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第7号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第8号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第9号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第10号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第11号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第12号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

2番 岡 武 義	4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太
6番 川 野 富 男	8番 川 崎 和 久	9番 松 田 実
11番 長 友 紘 子	13番 岡 原 明 美	14番 持 原 義 信
16番 佐 藤 裕次郎	19番 川 越 達 也	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

1番 日 高 隆 志	3番 金 丸 忠 弘	7番 川 越 定 光
10番 川 越 忠 次	12番 川 越 正 彦	15番 小 倉 俊 博
17番 片 上 英 行	18番 高 間 秀 一	20番 前 田 峰 子
21番 中 村 和 寛	24番 松 田 真 郎	


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 長友 祐子 

委員 佐藤 裕次郎 

午後 3 時 3 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は、1 番日高隆志委員、3 番金丸忠弘委員、7 番川越定光委員、10 番川越忠次委員、12 番川越正彦委員、15 番小倉俊博委員、17 番片上英行委員、18 番高間秀一委員、20 番前田峰子委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長補佐に説明をいたさせます。

○事務局（鍋島） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案審議につきましては、現在宮崎市が「まん延防止等重点措置」対象区域に指定されていますので、新型コロナウイルス感染症の十分な感染対策を図るため、室内の換気とともに総会についても短時間で終了させていただきたいと考えております。

そこで、通常の 1 ページごとの審議ではなく、ページをまとめて一括審議をお願いする案件もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 4 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 8 号「農地法第 3 条許可について」は 19 件でございます。

議案第 9 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可について」は 15 件でございます。

議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」は 117 件でございます。

以上、審議件数は 154 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、20 万 4,493 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、19 万 86 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第8号農地法第3条許可について、1ページから2ページの26番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第3条許可について御説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号32、33が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号22を御覧ください。

本案件は受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、都農町で5,924平方メートル耕作しており、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、都農町農業委員会には全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

また、総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件については、新規を除き番号25がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから4ページの33番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 3ページの番号31を御覧ください。

本案件は新規就農法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。受人の代表者は高校卒業後16年間キュウリと水稻の栽培を行っておりますが、税理士の勧めもあり、昨年法人を設立し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が2,007平方メートルとなり、5,000平方メートルを下回っております。しかし、ハウス園芸等集約的に行われるものであると認められた場合には、5,000平方メートル未満でも例外的に許可できることとなっております。そのため、3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、農業経営計画書から単価、単収等を確認し、経営が可能と判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページまでを議題とします。

○事務局（吉蘭） 4ページの番号35を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より両親の農業の手伝いや、妻の両親の農業の手伝いを行っており、さらに農産物直売所経営の経験を経て、以前より農業に対する関心が増したため、自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で6,172平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外蘭委員） 37番についてお聞きします。この受人は、農地を50アール以上買われて、この前の新規就農者の紹介で名前が上がった方なのですが、今度買われる



農地が住宅地の中にあり、「耕作困難なため」と書いてあるように、木が繁茂しており大変な状態です。露地野菜を作られるということなのですが、どのような計画で、どのような野菜を作られるのかということをお聞きしたいと思い質問しました。よろしくをお願いします。

○事務局（吉菌） 露地野菜と書かれているのですが、耕作されるのは、ジャガイモとカボチャと大根を作られると伺っております。以上です。

○22番（外菌委員） 分かりました。

○事務局（川越） 樹木等は若干ございますが、事務局としては、十分耕作ができる場所だと判断しております。また、周囲が宅地等に囲まれ、進入路がないという状況を確認しておりましたので、そのあたりも確認したところ、すでに進入路を確保しており、そこから進入して耕作するという事も聞いております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第9号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号6を御覧ください。

申請地は、宮崎市清武町船引にあります清武インターチェンジから東に約1キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、不

許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 10 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 15 を御覧ください。

申請地は、宮崎市大字大瀬町にあります宮崎北中学校から北に約 700 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 16、8 ページの番号 18 です。

なお、番号 16 の案件については、始末書付の案件となっています。立地基準・一般基準も満たしており、追認もやむを得ないと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

最後に、番号 17 を御覧ください。

申請地は、宮崎市田野町にあります J R 田野駅から南東に約 1 キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の 1 以下）」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページから 9 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページから 11 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 11 号農用地利用集積計画の決定について、12 ページから 67 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（新川） 議案第 11 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、12 ページの番号 23 番から 16 ページの 30 番までの 8 件でございます。

利用権設定につきましては、17 ページの番号 51 番から 67 ページの番号 146 番までの 96 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 7 件、新規設定が 60 件、賃借権の再設定が 8 件、新規設定が 21 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、68 ページから 74 ページの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、蛭原安徳委員の退室を求めます。

(23 番蛭原安徳委員退室)

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、68 ページの番号 147 番から 74 ページの番号 159 番までの 13 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

蛭原安徳委員の入室を求めます。

(23 番蛭原安徳委員入室)

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長補佐に説明を求めます。

○事務局（鍋島） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 7 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございます、その数 4 件でございます。

報告第 8 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございます、その数 14 件でございます。

報告第 9 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございます、その数 5 件でございます。

報告第 10 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございます、その数 21 件でございます。

報告第 11 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございます、その数 2 件でございます。

報告第 12 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」ございま

して、その数 16 件でございます。

なお、報告第 7 号、第 8 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 9 号、第 10 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 28 分閉会